本号で公布された法令のあらまし

◇民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四百十四号）（法務省）

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

◇森林経営管理法による不動産登記に関する政令（政令第四百十五号）（法務省）

1　趣旨

森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第五十四条の規定による不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の特例を定める。（第一条関係）

2　所有権の移転の登記の嘱託関係

森林経営管理法第五十一条第四項各号に掲げる事項が定められた権利集積配分一括計画に係る土地について、その公告によって所有権の移転の効果が生じた場合に、所有権の移転を受けた構想適合事業者の請求を要件として、市町村に所有権の移転の登記の嘱託の権限を付与するとともに、その嘱託を義務付ける。（第二条関係）

3　嘱託による登記手続関係

２の登記を嘱託する場合には、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第三条各号に掲げる事項のほか、２の登記を嘱託する旨を嘱託情報の内容とし、かつ、次の⑴及び⑵に掲げる情報をその嘱託情報と併せて登記所に提供しなければならないものとする。（第三条関係）

⑴　森林経営管理法第五十二条第一項の規定による公告があったことを証する情報

⑵　登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報

4　登記識別情報の通知関係

２の登記の嘱託に基づいて登記がされた場合には、登記官が登記権利者のために登記識別情報を嘱託者に通知しなければならないものとし、当該登記識別情報の通知を受けた嘱託者がこれを登記権利者に通知しなければならないものとする。（第四条関係）

5　代位による登記の嘱託関係

市町村が２の登記を嘱託する場合において、次の⑴から⑷までに掲げる登記を当該⑴から⑷までに定める者に代わって嘱託することができるものとする。（第五条関係）

⑴　土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記　表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人

⑵　所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記　所有権の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人

⑶　所有権の保存の登記　表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人

⑷　相続その他の一般承継による所有権の移転の登記　相続人その他の一般承継人

6　代位による登記の登記識別情報関係

４の登記識別情報の通知は、５の代位による所有権の保存の登記及び相続その他の一般承継による所有権の移転の登記の嘱託について準用する。（第六条関係）

7　法務省令への委任関係

この政令に定めるもののほか、この政令に規定する登記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務に関し必要な事項は、法務省令で定めるものとする。（第七条関係）

8　施行期日関係

この政令は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四百十六号）（経済産業省）

1　第一種特定化学物質に関する規定

第一種特定化学物質として、ペルフルオロ（ヘキサン―一―スルホン酸）関連物質を追加する。（第一条第一項関係）

2　審議会等への意見聴取に関する規定

厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、ペルフルオロ（ヘキサン―一―スルホン酸）関連物質の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等の意見を聴くものとする。（第一条第二項関係）

3　輸入を禁止する製品に関する規定

第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、ペルフルオロ（ヘキサン―一―スルホン酸）関連物質について、はっ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地等を定める。（第七条関係）

4　第一種特定化学物質を使用することができる用途に関する規定

第一種特定化学物質を使用することができる用途から、八：二フルオロテロマーアルコールに関する規定を削除する。（原始附則第三項関係）

5　技術上の基準に従わなければならない製品に関する規定

技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、ペルフルオロ（ヘキサン―一―スルホン酸）関連物質について、当分の間、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定める。（原始附則第四項関係）

6　附則

⑴　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に伴う所要の経過措置について定める。（附則第二項及び第三項関係）

◇船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四百十七号）（国土交通省）

第１　船員法関係手数料令の一部改正

国土交通大臣が行う生存講習又は消火講習を受けようとする者が国に納付すべき手数料の額を追加する。（第一条関係）

第２　船員法に基づく登録検査機関に関する政令の一部改正

１　題名

題名を「船員法に基づく登録生存講習機関等に関する政令」に改める。（題名関係）

２　登録の有効期間

登録生存講習機関及び登録消火講習機関の登録の有効期間を三年とする。（第一条関係）

第３　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部改正

１　登録の有効期間

登録漁ろう操船講習機関の登録の有効期間を三年とする。（第六条関係）

２　登録漁ろう操船講習機関等に関する読替え

船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の規定による技術的読替えを定める。（第七条関係）

３　その他

その他所要の改正を行う。

第４　関係政令の一部改正

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的読替え等に関する政令その他の政令について所要の改正を行う。

第５　附則

この政令は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。（附則関係）

◇船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第四百十八号）（国土交通省）

1　国土交通大臣は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の船員法第七十三条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、改正法の施行の日前においても、同条第二項の規定の例により、交通政策審議会の議を経ることができることとする。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）
